

## 7 対象災害発生時の議会の初動対応

### (1) 議員

- ① 速やかに自身等の安全確保を行った上で、被災者がいる場合はその救出・支援を行う。
- ② 議員本人の被災状況確認、今後の連絡等のため、「安否確認表」(様式1)に基づき、本人の被災状況、連絡方法・連絡先をまず第一報として、メール、FAX、SNS等可能な方法により議会事務局へ連絡する。

その後、第二報として、「安否確認表」(様式1)をメール、FAX、SNS等可能な方法により議会事務局へ提出する。連絡設備等の損傷や通信インフラの途絶等のため、連絡が取れない場合、避難所又は区役所等の職員に対して、議会事務局に伝達するよう求めるなどの方法に努める。

また、自ら積極的に対象災害にかかる情報収集を行う。

- ③ 市民の安全確保や応急対応など、地域における活動に従事しつつ、対策会議からの連絡や市民からの要請に速やかに対応できるよう、連絡体制を常時確保し、自らの所在を明らかにしておく。参集依頼があった場合は、速やかに指定場所に参集する。
- ④ 必要に応じて、地域の被災情報を、対策会議に提供する。対策会議への地域の被災状況等の情報提供は、原則として、情報等報告書(様式2)を使用し、事務局へメール、FAX、SNS等可能な方法により行う。ただし、救命・救助に係る情報は消防本部に緊急通報(119番)するなど、緊急性の高い情報は、関係機関へ連絡する。

また、当局への要望についても、対策会議を通じて行う。

- ⑤ 対策会議から得た災害情報や支援情報等を、様々な方法により、市民に提供する。
- ⑥ 対象災害が会議(本会議・委員会)開催中に発生した場合は、議長、委員長(会長を含む。以下の項について同じ。)が、必要に応じ、会議を中断(暫時休憩)するとともに、議会事務局職員に対し避難誘導その他安全確保のための指示を行う。

状況に応じて、議会運営委員会または委員協議(又は予算・決算理事会)を開催し、今後の議事・審議日程等についての検討を行う。

また、対象災害が委員会視察中に発生した場合は、委員長が視察の継続の可否等について判断する。

## (2) 議会事務局職員

- ① 速やかに自身等の安全確保を行った上で、被災者がいる場合はその救出・支援を行い、「堺市地域防災計画」における「職員動員計画」に基づく行動を行う。
- ② 事務局参集職員（市災害対策本部等の従事者、地区班員及び直近参集職員以外の議会事務局職員）は参集次第、以下の活動を行う。
  - ・議員、職員の安否確認
  - ・議長と副議長については電話により安否を確認し登庁を依頼
  - ・議会関係フロアの状況確認
    - 議事堂（以下「議場」という。）、委員会室、会派控室、執務室等の部屋や放送設備、パソコン、電話、FAX等の通信機器等
  - ・議員、職員の安否情報の議長への報告
  - ・対策会議設置について議長と調整
  - ・議会関係フロアの復旧と対策会議等の会議開催場所の確保
  - ・対策会議や議会運営委員会等の開催にかかる所属議員への連絡
  - ・市災害対策本部等、又は議員から入手した情報を対策会議の座長に報告し、その後の対応について協議
  - ・報道対応
  - ・その他、対象災害対応に必要と認める活動
- ③ 状況に応じて、議会事務局職員が対象災害発生の旨を議員に連絡することとする。
- ④ 対象災害の発生または議会事務局の連絡から24時間を経過しても連絡がない議員については、議会事務局から電話（固定・携帯）等で連絡し、本人の被災状況、連絡方法・連絡先を確認する。
- ⑤ 対象災害が会議（本会議・委員会）開催中に発生した場合は、議長、委員長の指示に従い、傍聴者の避難誘導にあたる。それ以外の場合でも、議会フロアにいる市民の避難誘導にあたる。

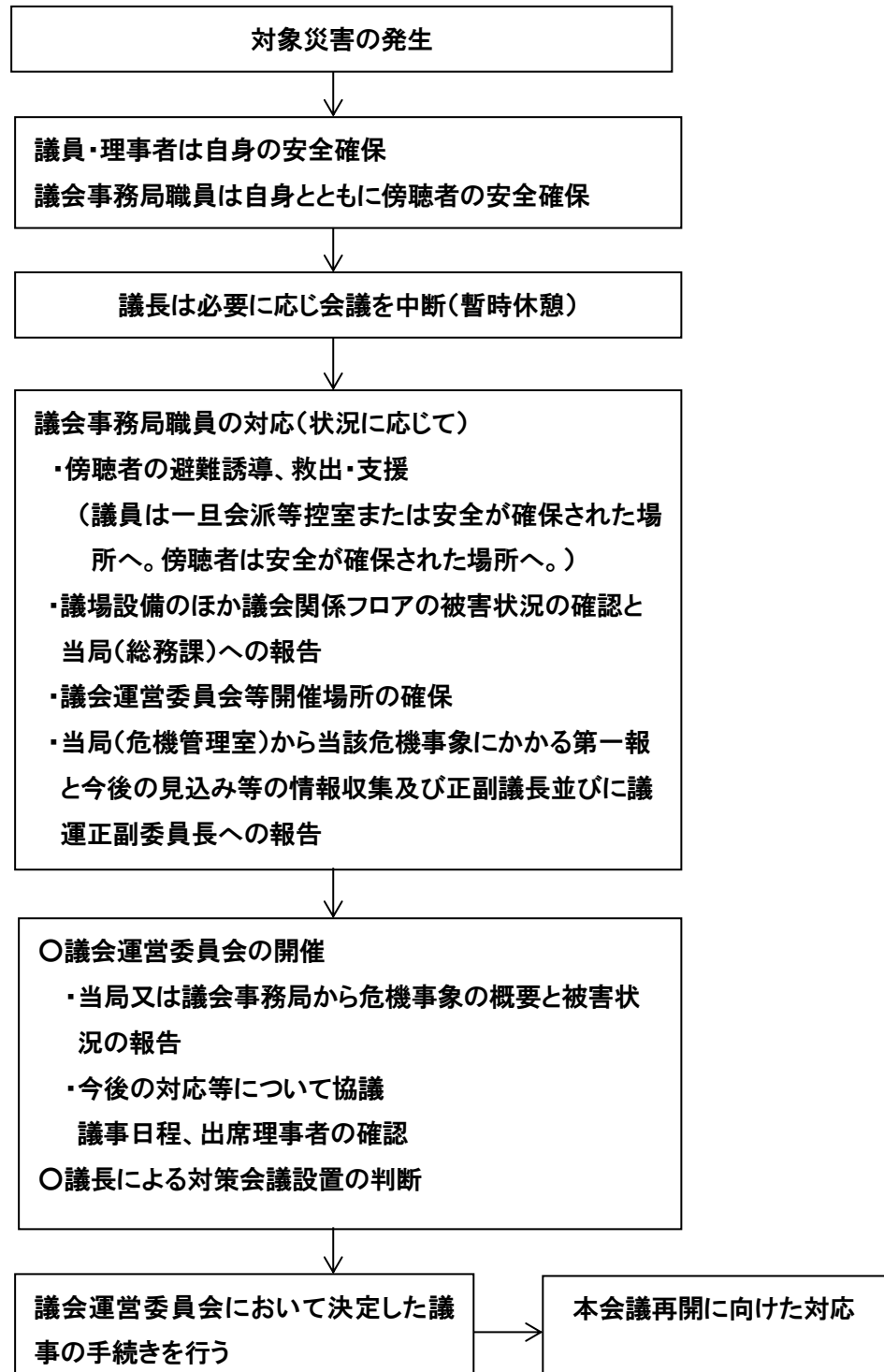
## (3) 議員と対策会議、市災害対策本部等との情報伝達

- ① 本部員等の議会事務局職員が市災害対策本部等から収集した情報は、対策会議を通じて議員に伝達する。必要に応じて、危機管理室等当局の報告を求めることとする。
- ② 議員から収集した地域の災害情報や当局への要望については、対策会議において内容を精査し、本部員等の議会事務局職員を通じて市災害対策本部等に提供する。

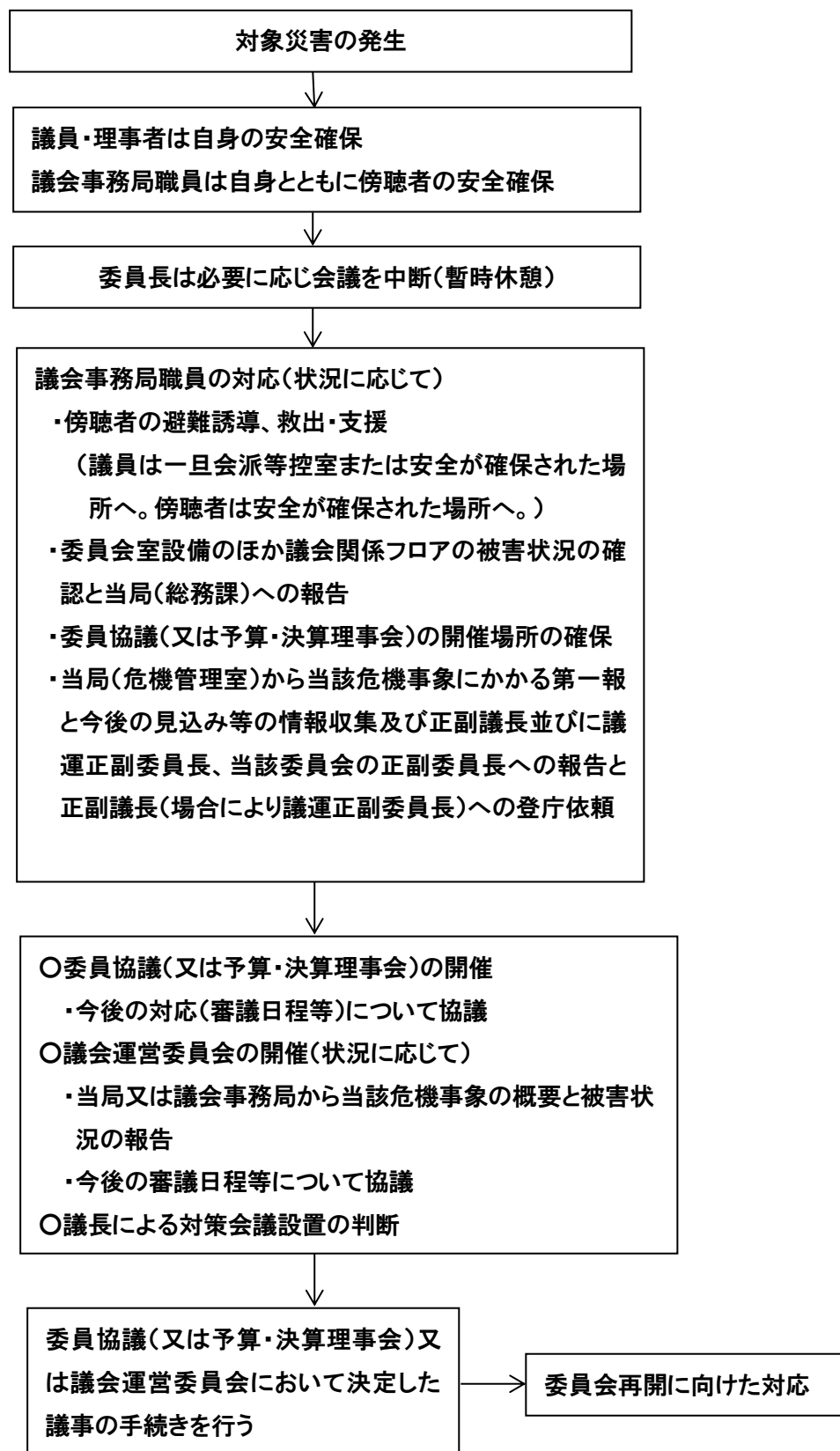
## 8 対象災害時の議会運営について(危機事象を含む)

(1) 開会中(会議開催中)に発生した場合

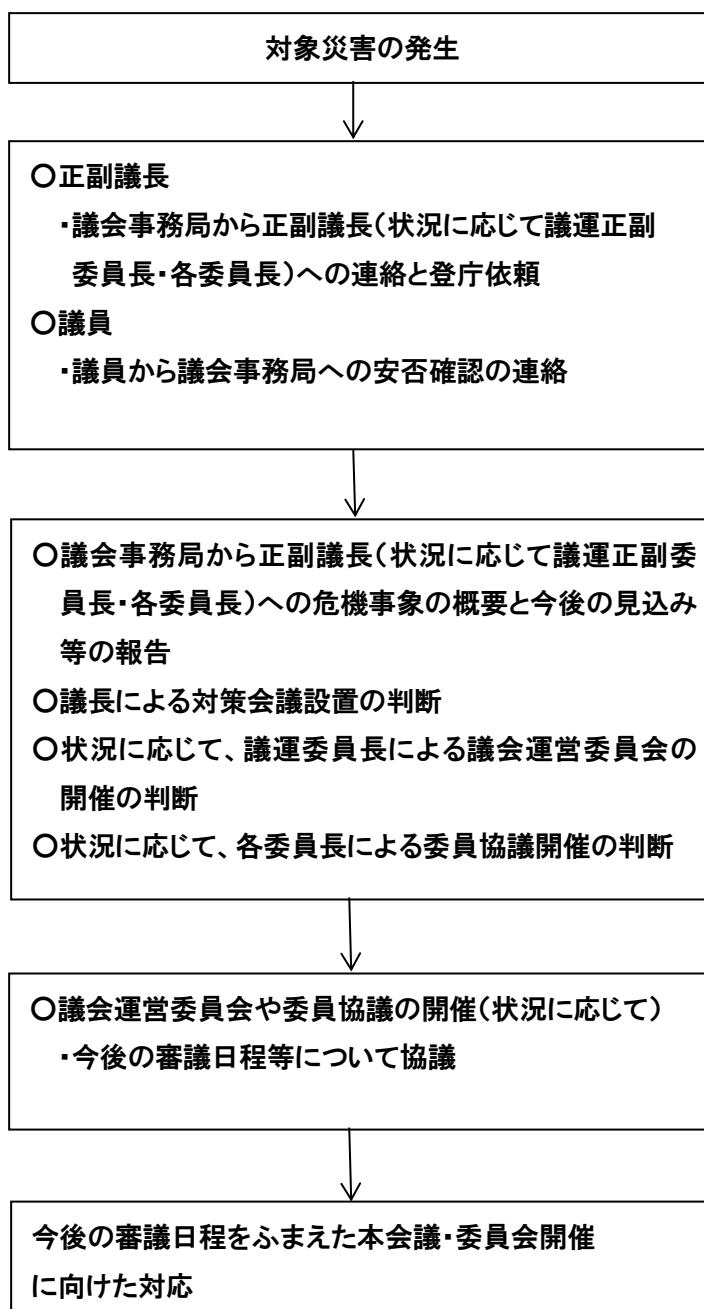
① 本会議



② 委員会



(2) 会期中の会議休会時又は閉会中に発生した場合



## 9 会議(本会議・委員会)開催に向けた具体的対応

(1) 正副議長ともに事故がある場合

会期中の場合は、仮議長を選挙し議長の職務を行わせる。仮議長の選任方法は、議会運営委員会で申し合わせることにする。

※正副議長のいずれかが職務を行うことになれば、仮議長はその身分を失う。

(2) 正副議長ともに欠けた場合

正副議長を選任する。

(3) 正副委員長ともに事故がある場合

年長の委員が委員長の職務を行う。

(4) 正副委員長ともに欠けた場合

正副委員長を選任する。

(5) 定足数について

原則として、本会議、委員会とも定数の半数以上の議員（又は委員）の出席が必要である。

(6) 出席理事者について

会議開会時の出席理事者について、当該理事者の被災状況や災害対応状況等を勘案のうえ、当局と調整しなければならない。

本会議において、局長級が出席できない場合は、部長級又は課長級の出席を検討する。委員会において、課長級が出席できない場合は、課長補佐級又は係長級の出席を検討する。

(7) 音響、録音設備、議場・委員会室システム等が使用できない場合、下記の代替手段により対応する。

- ・音響設備 小型アンプ（スピーカー）及びワイヤレスマイク
- ・録音機器 ICレコーダー
- ・録画機器 ビデオカメラ
- ・時間計測 ストップウォッチ
- ・残時間表示 残時間を表示したカード（残り15分等）を掲示

- (8) インターネット中継が不可能な場合  
速やかに回復に努めるが、インターネット中継機器が使用できない間は中継しないものとする。
- (9) 議場が使用不可能な場合  
市長の招集告示前に、対象災害等により議場の使用が不可能になった場合、市長が適当な場所を選定し告示する。また、招集告示後の場合は、議長が適当な場所を選定し告示する。
- (10) 委員会室が使用不可能な場合  
委員長が適当な場所を選定し開催通知に記載する。
- (11) 議案審議の取扱いについて
- ① 会期中に対象災害が発生した場合  
議案審議の日程等の調整（日程変更、審議終了、会期の短縮等）を行う。
  - ② 閉会中に対象災害が発生した場合  
臨時会又は定例会の招集時期、審議日程等について、調整を行う。また、市長の専決処分の報告をうける。

※議会運営については、地方自治法、堺市議会会議規則、堺市議会委員会条例等の規定に基づき、対応することとする。

## 10 その他の各種対応について

### (1) 他の計画等との関係

- ① 堺市業務継続計画との整合性を図る。
- ② 議会事務局の危機管理マニュアルの内容は、議会BCPの内容を踏まえたものとする。

### (2) 非常用食料・飲料水

対象災害の発災後、状況等により、議会関係フロアにおいて継続的に業務に従事することが考えられるため、物資の流通が軌道に乗るまでの約3日間においては、議員と議会事務局職員用非常用食料・飲料水の確保に努めるものとする。

### (3) 連絡方法

対象災害発生時には、利用の集中による通信の途絶や設備・機器のトラブルによる通信障害の発生等、通信環境が悪化する可能性が高いので、予め複数の連絡方法・連絡先を準備しておく。

### (4) 参集方法

対象災害発生時の交通機関や道路の状況を予想して、予め参集方法・経路等を準備、想定しておく。

### (5) 服装及び携行品

議会BCPに係る市議会としての会議又は事務に従事する時は、活動に支障のない服装を基本とし、各自の判断でヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ等を携行する。

### (6) 研修及び訓練

議会BCPの実効性をより高め、議員及び議会事務局職員の防災意識の向上を図るため、災害対応についての研修会、又は議会BCPをふまえた訓練（図上訓練等）を適宜実施するものとする。

### (7) 議会BCPの見直し

議会は、新たな課題や状況の変化等を検証し、適宜、内容の見直しを行っていくものとする。